

総務 常任委員会

〈議案第2号〉

**矢吹町戸籍等の無料証明に
関する条例の一部を改正す
る条例**

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者被保険者等に対する戸籍証明の無料交付に伴う所要の改正をするものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第3号〉

**職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例**

本案は、県の人事委員会等の勧告制度を遵守するも、町の厳しい財政状況、町民感情を踏まえた労使交渉に基づき、職員の給与等に関し、特に若年層に限定した平均で0.49パーセントの給料引き上げと扶養手当の改定増、勤勉手当の0.05月支給分

の引き上げなどによる所要の改正を行なうものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第4号〉

**矢吹町税特別措置条例の一
部を改正する条例**

本案は、地域経済活性化のため、企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、産業集積地区による設置事業者の対象施設等又は土地に係る固定資産税の課税を免除するため、所要の改正を行なうものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第12号〉

昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等を廃止する条例

本案は、昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税、国民健康保険税の減免規定について、既に事務

処理も終了経過していることから整理により廃止するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第13号〉

**矢吹町ふるさと思いやり基金
条例**

本案は、矢吹町の「ふるさと」に対する想いを社会投資として広く寄付金を受け、より良い人材の育成や環境等の社会基盤整備を目的とした基金を設け、ふるさとを愛し、ふるさとづくりに共感される方々による新たなまちづくりへの参加手法として制定するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第14号〉

**矢吹町長期継続契約を締結
することができる契約を定
める条例**

本案は、債務負担行為の規定にかかわらず、地方自治法及び同法施行令に規定

する継続的な物品の借り入れ、又は経常的な役務の提供を受ける契約のうち、契約の公平、効率性の観点から複数年度にわたり契約を締結することができる契約を定めるものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第15号〉

**矢吹町後期高齢者医療に関
する条例**

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、本年4月から実施される後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、本町の行う事務手続等について定めるもので、県内全町市町村で制定されるものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第18号〉

**国土利用計画矢吹町計画
(第3次) について**

本案は、規定の第2次計画が平成19年度で終了する

ことから、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、平成29年までの矢吹町計画(第3次)を別冊のとおり定めるものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

※審査にあたった委員

副委員長 吉田 伸
委員 渡辺 正美
" 榎木 良一
" 根本 信雄



総務常任委員会

文教厚生 常任委員会

〈議案第5号〉

矢吹町手数料条例の一部を 改正する条例

本案は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、本年4月1日から3年間に限り、交付手数料を無料にするため所要の改正をするもの。無料化に伴う財源は特別交付税により全額措置されるものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第7号〉

矢吹町ひとり親家庭医療費の 助成に関する条例の一部 を改正する条例

本案は、当該条例において規定又は引用する関係法令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第8号〉

矢吹町重度心身障害者医療費の 給付に関する条例の一部 を改正する条例

本案も、議案第7号同様に、当該条例において規定又は引用する関係法令等の改正に伴い、所要の改正をするもの。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第9号〉

矢吹町国民健康保険条例の 一部を改正する条例

本案は、本年4月から実施される後期高齢者医療制度との均衡を図るため、国民健康保険の被保険者に支給する葬祭費を規定の3万円から5万円に増額するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第10号〉

矢吹町介護保険条例の一部 を改正する条例の一部を改 正する条例

本案は、地方税法の改正から平成18年度及び19年度において実施してきた1号被保険者における保険料の

増加に伴う激変緩和措置について、既定の改正政令の更なる改正に基づき、平成20年度においても継続して実施するため、付則による所要の改正をするもの。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第19号〉

福島県後期高齢者医療広域 連合規約の変更について

本案は、飯野町が福島市との合併により、福島県後期高齢者広域連合からの脱退と、保健事業に係る経費の一部を構成市町村が負担することの規約の変更であります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈請願第1号〉

後期高齢者医療制度の中止・ 撤回に関する請願

本件は、国の関係機関に、高齢者の生きがいと安全、安心から後期高齢者医療制度の速やかな中止と撤回について意見書の提出を求めらるものであります。討論に入り、現行制度には改善点が多くあると思われるので

賛成する旨の討論。一方、既に関係機関では十分な協議、検討を終え本年4月からの実施に向け事務手続が進められており、改善点があるか無いかは実施後の経過を見てからにすべきである旨の反対する討論があり、挙手裁決の結果、賛成少数により、不採択にすべきものと決しました。

※審査にあたった委員

委員長	栗崎千代松
副委員長	鈴木 一夫
委員	藤井 精七
〃	諸根 重男
〃	大木 義正
〃	遠藤 守



文教厚生常任委員会

〈議案第6号〉

矢吹町集会施設条例の一部 を改正する条例

本案は、行政区により管理運営されていた集会施設を町の管理運営とするための条例の改正です。審査の結果、異議なく可決されました。

指定管理者の指定に関する 議案はすべて可決されま した。指定の期間は平成20 年4月1日から平成23年3 月31日までです。

〈議案第20号〉

矢吹町図書館の指定 特定非営利活動法人 れっしゅ・すてーじ

〃

〈議案第21号〉

矢吹町文化センターの指定 地域おこし夢クラブ

〃

〈議案第22号〉

矢吹町ふるさとの森芸術村 の指定 地域おこし夢クラブ

〃

〈議案第23号〉

矢吹町体育施設の指定 矢吹球場、町営相撲場、大 池球場、大池キャンプ場 社団法人矢吹町シルバー 人材センター

〃

産業建設 常任委員会

〈議案第24号〉

矢吹町勤労者体育施設の指定

社団法人矢吹町シルバー人材センター

〈議案第25号〉

矢吹町集会施設の指定

井戸尻集会所

第四区行政区

〈議案第26号〉

矢吹町農村公園の指定

矢吹町三城目農村公園・矢吹町神田農村公園・矢吹町田内農村公園

三城目行政区、神田行政区、田内行政区

〈議案第27号〉

矢吹町公園の指定

大池公園・赤沢中央公園・三十三観音史跡公園

社団法人矢吹町シルバー人材センター

三角点公園

三城目行政区

小松公園

第五区行政区

小池公園・ひまわり公園

第二区行政区

大林公園

第一区行政区

新町公園

第三区行政区

〈議案第11号〉

矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定を受け、本年2月に同意された福島県県南地域基本計画に基づき適用される企業に対する新たな各種奨励制度との整合性を図るため、所要の改正をするものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈議案第16号〉

矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき準則を定める条例

本案も、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に關

する法律の制定を受け、計画区域の面積用件から本年2月に同意された福島県県南地域基本計画に基づき、計画期間中において重点区域とされた工業団地等による工場の新增設等に対し、法律に定める緑地及び環境施設の面積比率を半減するため所要の整備を図るものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〈請願第2号〉

保険業法の制度と運用を見直し自主的な団体を共済の保険業法の適用除外を求め

る請願書
本件は、国の関係機関に団体の目的を一つとして構成員を限定し、構成員の相互扶助のために自主共済制度に対する保険業法の適用除外について意見書の提出を求めるものであります。審査に入り、既に法律改正を容認のうえ事務手続を進めている団体もあり内容の十分な調査が必要であるため継続審査にすべきものと決しました。

〈陳情第1号〉

町道井戸尻6号線道路整備に関する陳情

本件は、町道井戸尻6号線の道路舗装による陳情であります。審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

〈陳情第2号〉

福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書の提出の陳情について

本件は、県の関係機関に福島県の最低賃金を一般の労働者の賃金水準、産業、経済実勢等に見合った賃金引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求める陳情であります。審査の結果、陳情趣旨について時間をかけて検討すべきことから、継続審査にすべきものと決しました。

〈陳情第3号〉

自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書提出の陳情について

本件は、請願第2号と同様、国の関係機関に自主共済制度に対する保険業法の

適用除外について意見書の提出を求める陳情であります。審査の結果、請願第2号と同一趣旨による関係機関への意見書提出を求める陳情であることから、一事不再議により継続審査にすべきものと決しました。

- ※審査にあたった委員
- 委員長 柏村 栄
 - 副委員長 角田 秀明
 - 委員 十文字重康
 - 〃 永沼 義和



産業建設常任委員会